

ID: 149

担当部署: 福祉環境課

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	八頭町霊きゅう自動車使用料条例 第8条ただし書		
例 規 番 号	平成17年条例第120号		
<p>【根拠条文】 (使用料の不還付) 第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。</p> <p>【基準】 根拠条文及び八頭町霊きゅう自動車使用料条例施行規則第7条の規定による。 (使用料の還付) 第7条 条例第8条ただし書により次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を還付する。 (1) 使用者の責めに帰することができない事由により使用することができなくなったとき。 (2) 第5条により使用許可の取消しを届け出た者で相当の事由があると町長が認めたとき。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日